

指名停止情報（令和7年4月24日）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、本組合の競争入札参加資格者名簿に登載されている業者について、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1 指名停止業者及び指名停止期間

商号又は名称 代表者氏名及び 本社所在地	契約権限を有する 代理人氏名 及び支店・営業所 の所在地	申請業種	指名停止期間	
			開始日 ～ 満了日	月 数
新明和工業（株） 代表取締役 五十嵐 龍之 兵庫県宝塚市新明和町 1－1	流体事業部営業本部 関東支店 支店長 岡嶋 憲 埼玉県さいたま市北区宮原町 2－4 1－1 2	【建設工事】 機械器具設置工事 【物品・その他】 その他機械器具	R7.4.24 ～ R7.8.24	4 月

2 指名停止理由

上記業者は、確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、先の設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことが、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

よって、独占禁止法違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、要綱第3条（別表第2第3号イ、独占禁止法違反行為）に該当し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるため。

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

担当：坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

電話：049-283-2051（代表）